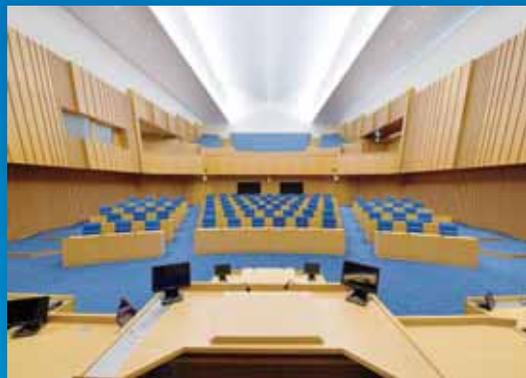


市会のしおり

—|2|0|2|4|—



市会のしおり

横浜市会 議会局 発行 令和6年7月 ※特に表記の無い内容は、令和6年7月1日現在です。

横浜市会 議会局秘書広報課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL : 045(671)3040 FAX : 045(681)7388

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>

デザイン：株式会社アーチ 印刷：株式会社横濱大氣堂



横浜市会

YOKOHAMA CITY COUNCIL

目次

● 市会の仕事

市会の役割・仕事 1

市会と市長 2

市会の権限 3

● 市会の構成

議員 5

議長と副議長 6

会派 6

会派別議員一覧 7

議事堂 8

本会議場配置図 8

議会局 9

● 市会の運営

定例会と臨時会 11

本会議 11

委員会 12

会議の流れ 13

常任委員会一覧 14

特別委員会一覧 16

市会運営委員会 17

会議の原則 18

● 市民と市会

市民の権利と義務 19

傍聴 19

請願と陳情 20

議会広報の概要について 22

● 市会議員名簿 24

● 案内図

市会議事堂周辺案内図 35

市会議事堂内案内図 36

市会の役割・仕事

市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要です。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての長による二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にその役割を果たすことが求められています。

近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するため、地方分権社会への転換が進められています。日本最大の人口を有する基礎自治体である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめ、多くの市政課題が高度化、複雑化しています。そのような中、多くの権限と責任を担う大都市の議会として、横浜市会は、その果たすべき機能を最大限に発揮していかなければなりません。

市会は市民の代表として、市民の多様なニーズを把握し、市政の推進・発展を目指し、約377万人の市民生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていくために尽力しています。

「市会」という呼称の由来

明治21年(1888年)に「市制」という法律が制定されました。「市制」は翌明治22年4月1日に施行され、この日、横浜市を含む31の「市」が誕生



明治22年当時の市役所

しました。この「市制」の中で、市には「市会」を置くことと定められていたため、当時は全ての市が「市会」と呼んだのです。その後、昭和22年(1947年)に地方自治法が公布され、市の議会のことは「市議会」と呼ぶことになるのですが、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市は、それまでどおり「市会」という呼称を使用し、現在に至っています。

// 市会の権限

議決権

市が行う事業の予算を定めるとき、条例の制定や改正などをするとき、また、一定額以上の契約を結ぼうとする場合には、市長は市会の議決を得る必要があります。このように議決を行う権限を議決権といい、議決を必要とする事項（議決事件）は地方自治法で定められています。

議決権は市会の最も本質的な権限で、市会が議決機関といわれるゆえんです。

選挙権

市会の議長、副議長や選挙管理委員などの選挙は、地方自治法等により市会の権限に属するものとされており、これらの選挙を行います。

検査権及び 監査請求権

市会は、市の事務に係る書類や計算書を検閲することなどにより、状況を検査することができます。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。このように、市の事務管理や金銭の出納などが公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限が、地方自治法で定められています。

なお、不当な事実があれば、執行機関にただす措置を取ることができます。

調査権

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、市政全般について市会独自に調査を行う権限です。

調査に当たっては強制力が与えられ、関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

同意権

副市長、教育委員会委員や人事委員会委員などを市長が選任する際に同意を与える権限です。

これらの選任については、特に重要なものとして、市会の議決が必要とされています。

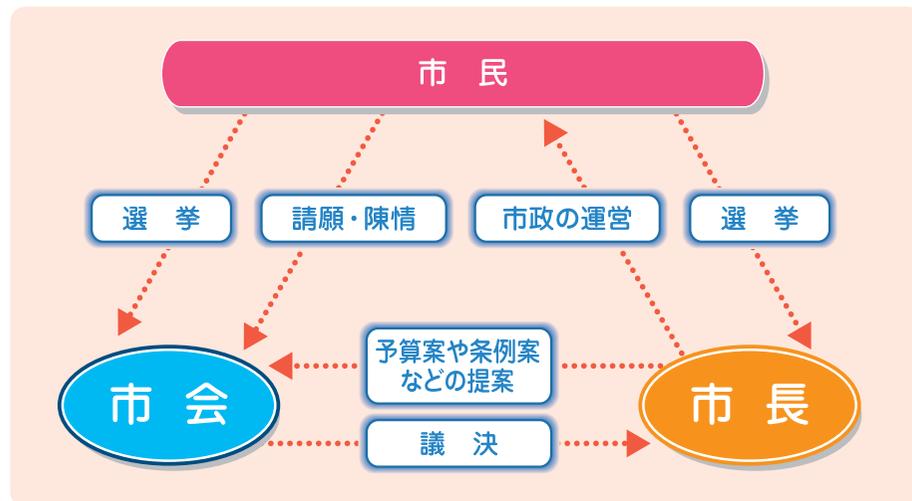
// 市会と市長

横浜市民が安心して快適に暮らしているように、市政をどのように運営するかについては、市民の意見が十分に反映される必要があります。しかし市政の運営について、市民全員で話し合っ決めては難しいため、「市会議員」と「市長」を選挙で選び、それをゆだねています。

この制度のことを「二元代表制」といい、市会のことを「議決機関」、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会の各行政委員会及び監査委員を「執行機関」といいます。

市会と市長は独立・対等の立場で市政を担う「車の両輪」のような関係にあり、互いのけん制と調和により、公正な行政を確保し、市民の意思を尊重した、より良い市政の実現を目指しています。

市長は、予算案や市の法律ともいえる条例の案など、市政を運営する上で重要な事柄について法に基づき市会に提案します。市会はそれらについて審議し、議決します。市長はその議決に基づき、市政を運営します。



市会の権限

意見書提出権

本来は市の仕事ではなくても、市に深い関わりのある事柄について、国会や国・県などの関係行政庁に対して意見書を提出し、市会としての意思や意見を表明することができます。

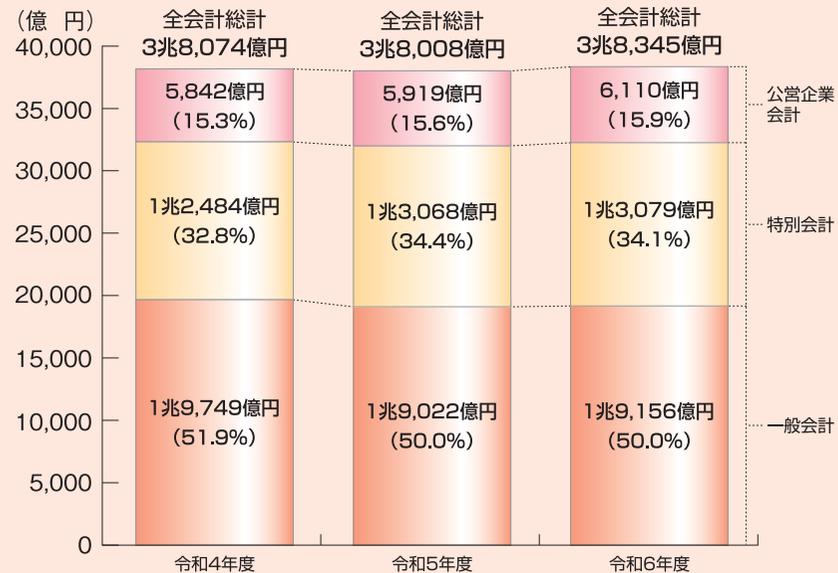
請願及び陳情の受理

市会は、市政などについての要望を、請願書・陳情書という文書により受理します。関係する委員会に付託された請願・陳情は、慎重に審査されます。

自律権

会議を円滑に進めていくために会議規則を制定するなど、市会内部の問題について国や市長の干渉を受けずに自主的に定めることができる権限です。

■ 横浜市の予算



※ 各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

◆ 全会計純計

会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた実質的な財政規模を表す令和6年度予算の全会計純計は、3兆1,545億円となっています。

議員

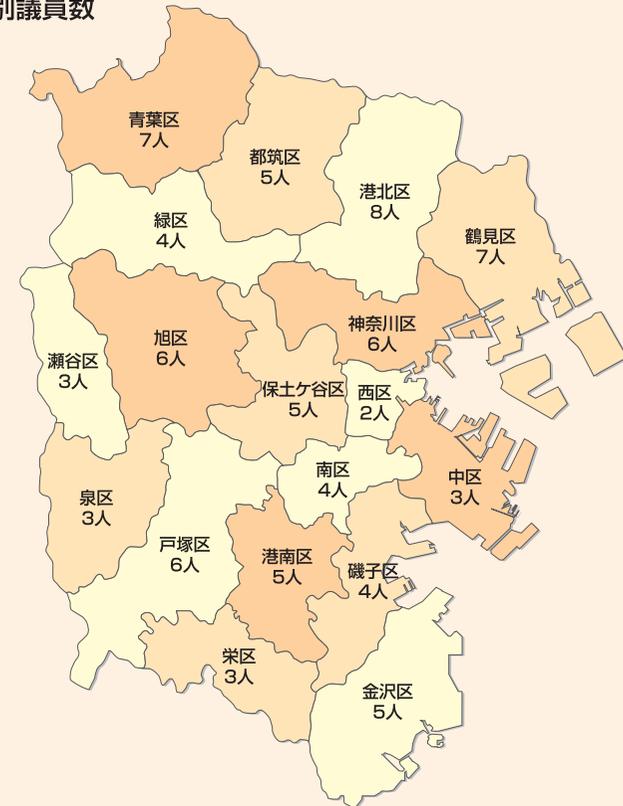
市会は、選挙権をもつ住民の直接投票で選ばれた議員によって構成されています。満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所がある住民には、市会議員を選挙する権利（選挙権）があり、またその選挙権を有する満25歳以上の人には市会議員に立候補する権利（被選挙権）があります。

市会の議員定数は、条例により86人と定められています。市会議員は18の行政区ごとに選挙されていますが、各区において選挙される議員の数は、その人口に比例して決められています。

市会議員の任期は4年と定められています。ただし補欠選挙で選出された場合は、前任者の残任期間が任期となります。

現議員の任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までです。

■ 選挙区別議員数



議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

議長は、市会を代表するとともに、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。また、市会のさまざまな事務をとりまとめ、処理することも議長の仕事です。

また副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

令和6年5月20日の本会議において、第54代議長に鈴木太郎議員が選任されました。



第54代議長
すずき たろう
鈴木 太郎



第61代副議長
ふくしま なおこ
福島 直子

会派

市会では、同じ主義・主張を持った議員が集まって会派を結成し、活動しています。

現在、市会では、会派の結成には2人以上の所属議員が必要となっています。

また、各委員会の委員長などの割り当てや、本会議での発言時間などは各会派の所属議員数に比例して決められています。

年齢別議員数

(令和6年5月1日現在)

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計	最年少	最年長	平均年齢
1人	7人	20人	31人	19人	7人	1人	86人	27歳	83歳	55歳

当選回数別議員数

()は女性で内数(令和6年5月1日現在)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	計
人数	14(7)人	13(5)人	9(4)人	18(2)人	10(2)人	10(1)人	1人	6(1)人	2人	0人	1人	2人	86(22)人

会派別議員一覧

自由民主党(34人)

団 長…渋谷 健(南)	梶村 充(泉)	清水 富雄(西)	増永 純女(旭)
副団長…磯部 圭太(保土ヶ谷)	鴨志田啓介(緑)	白井 亮次(都筑)	松本 研(中)
副団長…福地 茂(港北)	川口 広(瀬谷)	鈴木 太郎(戸塚)	山下 正人(青葉)
副団長…伏見 幸枝(戸塚)	黒川 勝(金沢)	瀬之間康浩(港南)	山田 一誠(鶴見)
青木 亮祐(保土ヶ谷)	小松 範昭(神奈川)	関 勝則(磯子)	横山 正人(青葉)
東 みちよ(鶴見)	佐藤 茂(旭)	田野井一雄(港南)	横山勇太郎(泉)
伊波俊之助(中)	佐藤 祐文(港北)	高橋のりみ(金沢)	渡邊 忠則(鶴見)
おさべさやか(青葉)	斉藤 達也(緑)	長谷川琢磨(都筑)	
大桑 正貴(栄)	酒井 誠(港北)	藤代 哲夫(神奈川)	

公明党(15人)

団 長…斉藤 伸一(保土ヶ谷)	市来栄美子(都筑)	高橋 正治(緑)	中島 光徳(戸塚)
副団長…行田 朝仁(青葉)	尾崎 太(鶴見)	竹内 康洋(神奈川)	仁田 昌寿(南)
副団長…望月 康弘(港北)	木内 秀一(旭)	武田 勝久(磯子)	福島 直子(中)
安西 英俊(港南)	久保 和弘(瀬谷)	竹野内 猛(金沢)	

立憲民主党(12人)

団 長…麓 理恵(泉)	大岩真善和(旭)	高田 修平(南)	森ひろたか(保土ヶ谷)
副団長…藤崎浩太郎(青葉)	かざまあさみ(港北)	中山 大輔(神奈川)	谷田部孝一(金沢)
越久田記子(緑)	田中 ゆき(青葉)	花上喜代志(瀬谷)	山浦 英太(戸塚)

日本維新の会・無所属の会(8人)

団 長…くしだ久子(旭)	いそべ尚哉(都筑)	田中 紳一(神奈川)	
副団長…伊藤くみこ(青葉)	大山しょうじ(港北)	山田桂一郎(港南)	
副団長…坂井 太(金沢)	柏原すぐる(鶴見)		

日本共産党(5人)

団 長…古谷 靖彦(鶴見)	宇佐美さやか(神奈川)	みわ智恵美(港南)	
副団長…白井 正子(港北)	大和田あきお(戸塚)		

民主フォーラム(5人)

団 長…こがゆ康弘(旭)	熊本ちひろ(南)	自由民主党……………自由民主党横浜市議員団
副団長…坂本 勝司(戸塚)	深作 祐衣(都筑)	公明党……………公明党横浜市議員団
	二井くみよ(磯子)	立憲民主党……………立憲民主党横浜市議員団

無所属(7人)

(自民田)… 太田 正孝(磯子)	(長谷川)…長谷川えつこ(栄)	日本維新の会横浜市議員団・無所属の会
(井上さくら)…井上さくら(鶴見)	(大野トモイ)…大野トモイ(港北)	日本共産党……………日本共産党横浜市議員団
(無所属)…興石かつ子(栄)	(横浜の風)…荻原 隆宏(西)	民主フォーラム……………民主フォーラム横浜市議員団
	(横浜ラベン構想)…関嵩史(保土ヶ谷)	

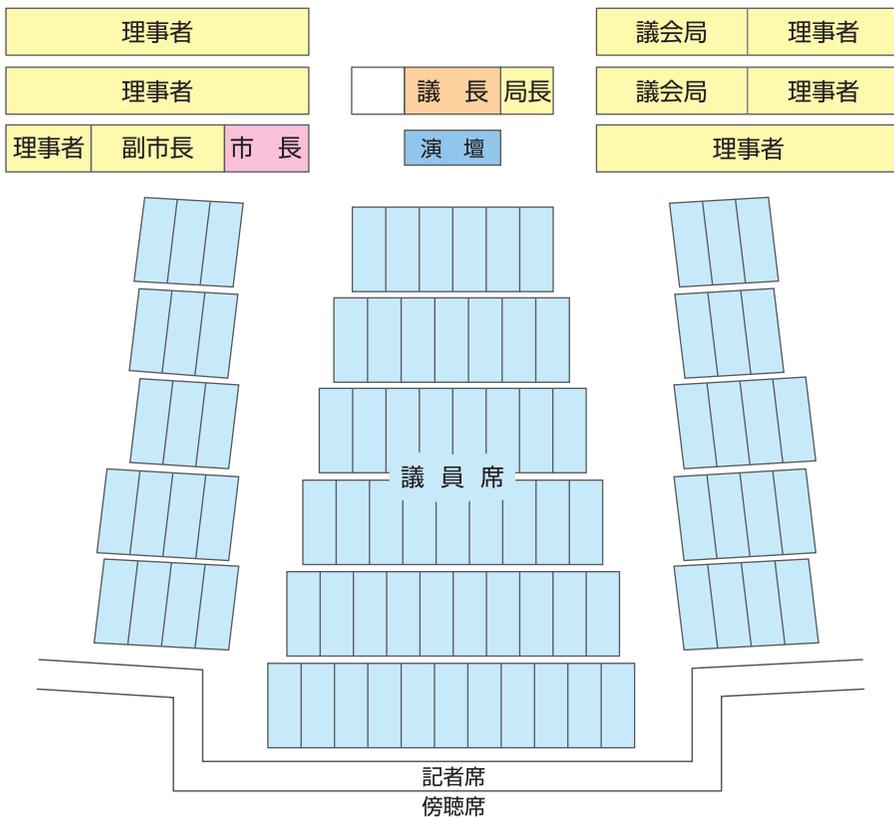
議事堂

議会活動の中心の場が議事堂です。二元代表制を表現するため、本会議場等を行政部分から分けて配置し、船をイメージした特徴的な外観としています。議事堂の中には、6・7・8階吹き抜けの本会議場のほか、会議室、委員会室、正副議長室、各会派の議員室、議会局執務室があります。また、市民の方にも利用していただける市会図書室や市会PRコーナーなどもあります。

本会議場には、正面の議長席を中心として、扇形に議席が配置され、議員ごとに席が指定されています。また、傍聴席・記者席のほか親子傍聴室が用意されています。



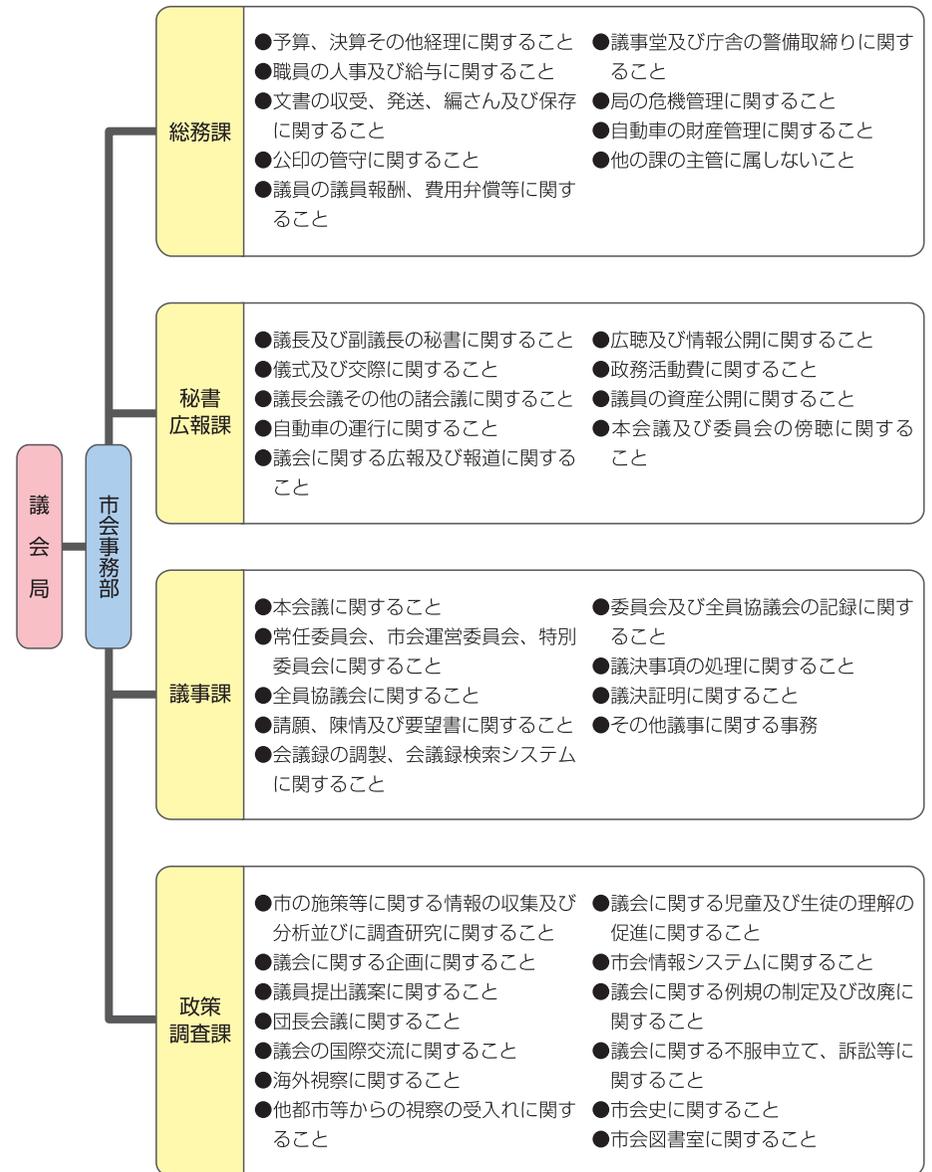
本会議場配置図



議会局

市会には事務局として議会局が置かれ、局長と書記が議会活動の補助をしています。

議会局の機構と主な事務



横浜市議会基本条例の制定

「議会基本条例」とは、議会と議員の役割・活動原則、市民と議会、議会と市長との関係など、議会に関する基本的なルールを定める条例です。

近年、「地域のことは地域が決める」という地方分権社会への転換が進められ、日本最大の人口を有する市である本市においても、大都市特有の課題をはじめとした多くの市政課題が複雑高度化するなか、横浜市会が市長等への監視や評価、政策立案などの役割を果たすことが一層求められています。

そこで、横浜市会は市会及び市会議員が果たすべき役割を明確にし、議会に関する基本的な事項を定め、これを市民と共有することにより、より豊かで潤いのある市民生活の実現を図ることを目的に、2年間にわたる横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会での調査・検討、市会運営委員会における協議・市民意見募集を経て、横浜市議会基本条例を制定しました(平成26年2月21日議決、4月1日施行)。

横浜市議会基本条例で規定する主な内容

- 議会・議員の役割・活動原則
- 市民と議会との関係
- 議会の災害対応
- 政治倫理等
- 議会運営の原則
- 議会と市長との関係
- 議会の体制整備
- 他の条例等との関係、見直し等

横浜市議会基本条例の主な特徴

- 議会の議決すべき事柄(議決事件)を①基本構想、②基本計画、③各分野における基本的な計画等(市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める、期間が3年以上で特に重要な計画等)にまで拡大
- 区行政との関わりとして、個性ある区づくりの推進に係る予算や区の主要事業について、区において選出された議員でつくる区づくり推進横浜市会議員会議で協議することを規定

定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集をするのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して市長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

本会議付議等件数一覧 ※陳情件数は、付託された数ではなく、委員会での結論が本会議で報告された数です。

	市長提出案件						議員提出案件			その他の案件			合計	陳情 報告 ※
	条例	予算	決算	計画	契約	その他	条例	決議 意見書 その他	選挙	請願	その他			
令和3年度	45	47	24	0	14	92	5	9	3	10	13	21	283	23
令和4年度	43	55	24	4	15	76	2	5	0	10	10	17	261	22
令和5年度	54	50	24	4	28	75	2	8	2	18	60	18	343	18

委員会

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。議員は原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。常任委員会は、市会閉会中(会期以外の期間)にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派(所属議員5人以上)の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査もしています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件(市会の議決によって定められた市政の特定の問題)について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。現在、6つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

予算特別委員会・決算特別委員会

一定期間の市の収支の見積もりを「予算」といいます。予算はその年度の市のお金の使い方を決める大切なものです。そのため、市会においては、通常の議案審査とは違い、予算を審査するための「予算特別委員会」を設置します。



予算特別委員会では、審査する内容を所管する局に応じ、第一、第二に分かれて審査が行われますが、すべての議員がいずれかの委員会に所属することとされています。この予算特別委員会では、約2週間にわたって局ごとの審査(局別審査)が行われるほか、全議員及び市長以下関係職員が出席する総合審査(予算第一・予算第二特別委員会連合審査会)も行われます。

決算についても同様に決算特別委員会における審査が行われており、前年度の予算が適正かつ効率的に使われたかを審査します。

会議の流れ

会議の流れ

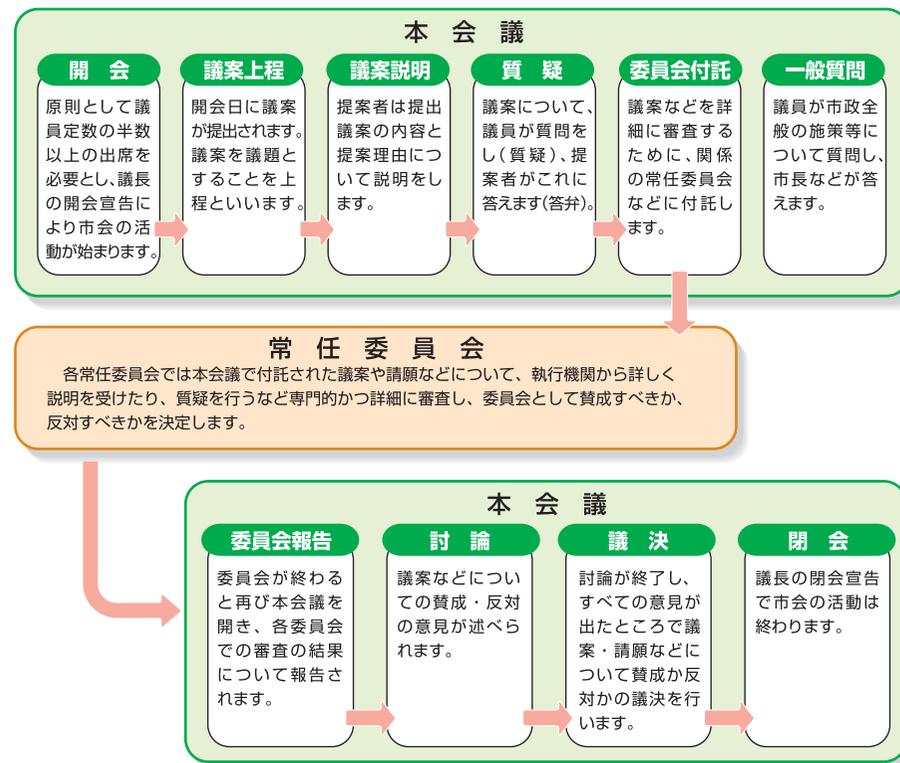
当初予算を審議する第1回定例会を除く通常の定例会の流れは、下の図のようになっています。



その他の会議

市会には、本会議と各委員会のほかにも、必要により開かれる会議があります。その一つに全員協議会があります。

全員協議会は、市政上の重要な問題について検討するために議員全員が集まって開かれる会議です。議案などの審議・審査は行わず、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べたりします。



● 常任委員会一覧 (令和7年2月18日現在)

委員会名	政策経営・総務・財政委員会	国際・経済・港湾委員会	市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会	子ども青少年・教育委員会
所管事項	政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	国際局、経済局及び港湾局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	子ども青少年局及び教育委員会に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。
定数	11	10	11	11
委員長	小松 範昭(自)	中島 光徳(公)	くしだ久子(維)	麓 理恵(立)
副委員長	竹内 康洋(公)	東 みちよ(自)	関 勝則(自)	横山勇太郎(自)
副委員長	山浦 英太(立)	田中 紳一(維)	谷田部孝一(立)	望月 康弘(公)
委員	鴨志田啓介(自)	斉藤 達也(自)	白井 亮次(自)	おさかべさやか(自)
	横山 正人(自)	清水 富雄(自)	瀬之間康浩(自)	黒川 勝(自)
	渡邊 忠則(自)	田野井一雄(自)	高橋のりみ(自)	福地 茂(自)
	木内 秀一(公)	安西 英俊(公)	松本 研(自)	竹野内 猛(公)
	森ひろたか(立)	大岩真善和(立)	行田 朝仁(公)	田中 ゆき(立)
	いそべ尚哉(維)	深作 祐衣(民)	高田 修平(立)	伊藤くみこ(維)
	みわ智恵美(共)	興石かつ子(無)	井上さくら(井)	古谷 靖彦(共)
	こがゆ康弘(民)		大野トモイ(ト)	坂本 勝司(民)

健康福祉・医療委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	建築・都市整備・道路委員会	下水道河川・水道・交通委員会
健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	建築局、都市整備局及び道路局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	下水道河川局、水道局及び交通局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。
11	11	11	10
高橋 正治(公)	大桑 正貴(自)	伏見 幸枝(自)	伊波俊之助(自)
長谷川琢磨(自)	磯部 圭太(自)	青木 亮祐(自)	山田 一誠(自)
藤代 哲夫(自)	花上喜代志(立)	久保 和弘(公)	坂井 太(維)
佐藤 茂(自)	川口 広(自)	梶村 充(自)	佐藤 祐文(自)
山下 正人(自)	酒井 誠(自)	渋谷 健(自)	鈴木 太郎(自)
仁田 昌寿(公)	増永 純女(自)	尾崎 太(公)	市来栄美子(公)
藤崎浩太郎(立)	武田 勝久(公)	越久田記子(立)	斉藤 伸一(公)
山田桂一郎(維)	福島 直子(公)	白井 正子(共)	中山 大輔(立)
大和田あきお(共)	かざまあさみ(立)	二井くみよ(民)	大山しよじ(維)
太田 正孝(太)	柏原すぐる(維)	長谷川えつこ(え)	熊本ちひろ(民)
荻原 隆宏(風)	宇佐美さやか(共)	関 高史(ラ)	

●特別委員会一覧 (令和7年2月18日現在)

委員会名	大都市行財政制度特別委員会	基地対策特別委員会	減災対策推進特別委員会	新たな都市活力推進特別委員会
付議事件	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	減災及び防災対策の推進に関すること。	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。
定数	15	14	15	14
委員長	川口 広(自)	鴨志田啓介(自)	安西 英俊(公)	山下 正人(自)
副委員長	竹野内 猛(公)	渡邊 忠則(自)	黒川 勝(自)	斉藤 達也(自)
副委員長	長谷川えつこ(え)	山田桂一郎(維)	瀬之間康浩(自)	森ひろたか(立)
委員	青木 亮祐(自)	伊波俊之助(自)	東 みちよ(自)	鈴木 太郎(自)
	清水 富雄(自)	梶村 充(自)	磯部 圭太(自)	関 勝則(自)
	伏見 幸枝(自)	小松 範昭(自)	大桑 正貴(自)	山田 一誠(自)
	増永 純女(自)	佐藤 祐文(自)	横山勇太郎(自)	高橋 正治(公)
	横山 正人(自)	木内 秀一(公)	行田 朝仁(公)	中島 光徳(公)
	尾崎 太(公)	久保 和弘(公)	仁田 昌寿(公)	藤崎浩太郎(立)
	福島 直子(公)	越久田記子(立)	かざまあさみ(立)	いそべ尚哉(維)
	高田 修平(立)	谷田部孝一(立)	中山 大輔(立)	坂井 太(維)
	田中 紳一(維)	大和田あきお(共)	大山しろうじ(維)	熊本ちひろ(民)
	古谷 靖彦(共)	井上さくら(井)	くしだ久子(維)	坂本 勝司(民)
	興石かつ子(無)	関 嵩史(ラ)	宇佐美さやか(共)	太田 正孝(太)
	荻原 隆宏(風)		深作 祐衣(民)	

●市会運営委員会 (令和7年2月18日現在)

委員会名	市会運営委員会
協議事項	本会議・委員会などの運営方法を決定し、市会に必要な条例等の議案や、請願・陳情なども審査します。
定数	16
委員長	高橋のりみ(自)
副委員長	尾崎 太(公)
副委員長	大岩真善和(立)
委員	伊波俊之助(自)
	磯部 圭太(自)
	大桑 正貴(自)
	鴨志田啓介(自)
	長谷川琢磨(自)
	藤代 哲夫(自)
	久保 和弘(公)
	中島 光徳(公)
	藤崎浩太郎(立)
	いそべ尚哉(維)
	坂井 太(維)
宇佐美さやか(共)	
坂本 勝司(民)	

// 会議の原則

民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、地方議会にはいろいろな会議原則があります。

定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときには、一定以上の議員が出席していなければなりません。この最小限必要な出席議員数を定足数といいます。定足数は、原則として議員定数の半数以上となっています。

過半数の原則

議事は、特別な場合を除き出席議員の過半数で決めます。議長には議決に加わる権利はありませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

会議公開の原則

本会議は、原則として公開することになっています。公開とは、議員以外の方が会議を傍聴する自由や、新聞・テレビなどの報道機関が会議の状況について報道する自由を認めるとともに、会議録を公開することです。

ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることができます。

会期不継続の原則

議会は会期ごとに独立の存在として活動するもので、会期中に議決に至らなかった案件は、会期終了とともに消滅し、後の会期に引き継がれないのが原則です。これを「会期不継続の原則」といいます。

ただし、例外として、本会議の議決によって、特定の案件を継続審査とした場合は、市会閉会中も委員会でその案件を審査したり、調査することができ、次の会期で改めて提案し直すことなく議決することができます。

一事不再議の原則

本会議で一度議決された議案などは、原則として同じ会期中に再び提出することはできないとされており、一つの案件が会期中に二度審議されることはありません。

// 市民の権利と義務

市民には、市政を自らの手で進めていくうえでの基本的な権利と義務があります。

まず、市の公共財産をみんなで使用し、市の公共サービスを受ける権利があると同時に、市の条例を守ったり市税を納めるなどの義務があります。

また、市民には市政に参加する権利（参政権）があります。参政権としては、選挙に参加する権利のほか、直接請求権として、市の条例の制定・改正などや市の仕事の監査を請求する権利などがあります。さらに市長・市会議員などの解職や市会の解散を求めることもできます。

// 傍聴

傍聴の方法

本会議は公開されており、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、本会議当日に市会議事堂3階の傍聴受付で傍聴券の交付を受けてください。受付は開会30分前から開始し、傍聴券の交付は先着順となります。（本会議場傍聴席数：216席（うち車いす席8席））

※お子様連れ等で本会議傍聴を希望さ

れる方は、「親子傍聴室」（2部屋）の利用ができます。受付の際にご利用をお申し出ください。

委員会も傍聴することができます。傍聴手続きは本会議の傍聴と同様ですが、傍聴受付開始前に傍聴希望者が定員を超えた場合には抽選となります。定員は、各委員会室及び運営委員会室が20席、大会議室が40席（ただし、部屋を仕切って使用する場合は、30席）となります。

※各会議の傍聴の際には、受付時に配布する注意事項をご確認のうえ傍聴をお願いします。

なお、本会議や委員会については市会議事堂内のモニターテレビで中継を視聴できます。特に手続きは必要ありませんので、当日市会議事堂までお越しください。

●問合せ先 議会局秘書広報課 ☎(671)3040



請願と陳情

請願と陳情の審査

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市会議長あてに提出することができます。

請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願の場合は、常任委員会などで審査した上で、本会議で「採択」か「不採択」かを決定し、その結果を請願者へ通知します。

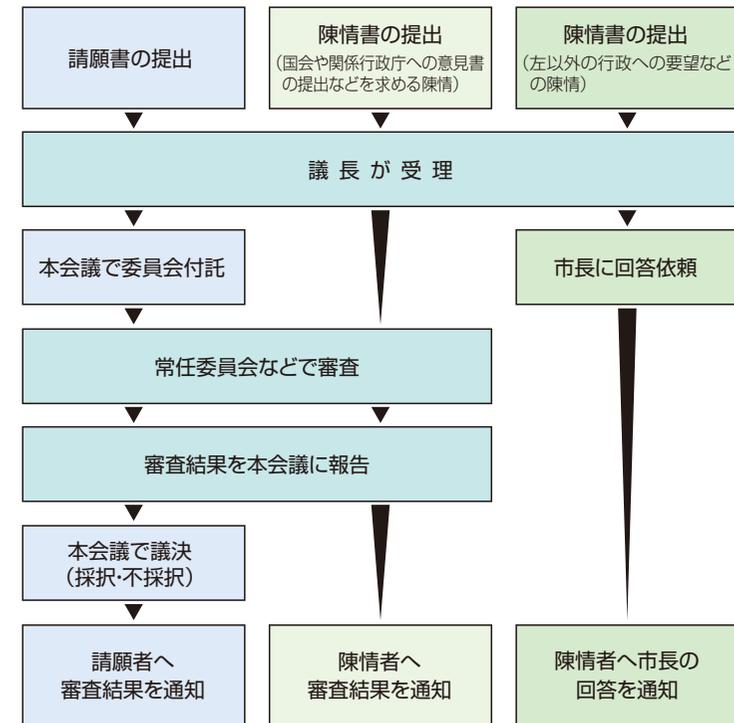
陳情の場合は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど、議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知します。

それ以外の行政への要望に関する陳情書については、議長が市長の回答を求め、その旨を陳情者に通知します。

※陳情の内容によっては、委員会での審査や市長等からの回答を求めない取扱いとすることがありますので、ご注意ください。

- 7 請願書の場合は、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。（陳情書の場合は不要）
- 8 建築物、土地等に関するものは、必要に応じ、案内図や略図を添付してください。
- 9 請願の場合、郵送（受付締切日必着）、又は持参（開庁時間のみ）により提出してください。陳情の場合、電子申請システムでも提出できます。なお、FAXやEメールでは提出できません。
- 10 請願・陳情の受付締切日は定例会の当初議案を上程する本会議の日を基準とし、郵送は4開庁日前まで、持参及び電子申請システム（陳情のみ）による場合は3開庁日前の正午までです。受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。

●問合せ先 議会局議事課 ☎(671)3045



請願書・陳情書の提出方法

左の例を参考にして、議会局へ提出してください。

- 1 日本語を用いた文書で提出してください。なお、点字で提出する場合は、なるべく訳文を添付してください。
- 2 「請願書（陳情書）」と明記し、提出年月日を記載の上、あて先を議長としてください。
- 3 請願者（陳情者）の住所を記載し、署名又は記名押印してください。（法人の場合には、所在地、名称を記載し、代表者が署名又は記名押印してください。）連絡先の電話番号は、提出時に口頭でお知らせください。
- 4 請願者（陳情者）が複数の場合は、代表者（1人または1団体）を定めてください。
- 5 署名簿を提出される場合、署名者の方も住所の記載と、署名又は記名押印が必要となります。
- 6 請願（陳情）の内容がいくつかに分かれる場合には、その内容ごとに請願書（陳情書）を分けて提出してください。請願（陳情）の項目は簡潔に箇条書きにしてください。



*なるべくA4判にしてください。
(なお、市会ホームページから書式をダウンロードすることができます。)

議会議報の概要について

●ヨコハマ議会だより

定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。

また、点字版・CD版・デジター版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。



●横浜市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、市内駅構内、市営交通機関、市立学校などに掲出、また、デジタルサイネージでの放映も実施しています。



●横浜市会ホームページ

市会ホームページでは、市会の仕組み、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を掲載しています。



●インターネット中継

本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会、市会歓迎行事等について、インターネットでの生中継と録画配信を実施しており、パソコン等から視聴できます。また、市会議事堂や各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会等の生中継を実施しています。



●市会PRコーナー

市民に市会をより身近に感じていただけるよう、議会活動や姉妹都市等からの記念品を紹介するPRコーナーを、議事堂3階及び7階に設置しています。

●テレビ放送

市会広報番組として、各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)や、「横浜市会新春語り初め」を制作し、tvkで放送しています。

これらの番組は、市内に放送網を持つケーブルテレビ(7局)で放送するとともに、市会ホームページに掲載しています。

各動画はこちら



●動画

「予算案の“ここ”に注目!～予算市会の焦点～」

市会で「予算」という市民の暮らしに直結することが話し合われていることを広く知っていただくため、新年度予算案に対する考え方などを議員がお伝えする動画を制作し、市会ホームページに掲載しています。



●横浜市会広報動画「みんなの横浜市会」

◆議事堂の紹介動画(2種類)

議会議報委員及び議長・副議長が議事堂内の見どころを紹介する動画です。

◆子ども向け学習動画の紹介動画(1種類)

議長、副議長及び議会議報委員が、クイズを出題しながら子ども向け学習動画を紹介する動画です。

●横浜市会X(旧Twitter)・Facebook

【X(旧Twitter)】

市会日程やインターネット中継など、市会ホームページの掲載情報及び横浜市会からのお知らせを発信しています。

【Facebook】

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。



●その他の広報物等

市会のことを総合的に知ることができるパンフレット「市会のしおり」及び市会議事堂を写真で紹介する「市会リーフレット」を発行しています。



鶴見区(定数7人)



いのうえ
井上 さくら
(井上さくら)

市議8期
〒230-0062
豊岡町22-19(事)
☎(571)6950(事)



おさき ひとし
尾崎 太
(公明党)

市議4期
〒230-0074
北寺尾7-19-47
(事)
☎(777)8567(事)



やまだ かずまさ
山田 一誠
(自由民主党)

市議2期
〒230-0015
寺谷2-6-11
センリコーボ101(事)
☎(584)1133(事)



ふるや やすひこ
古谷 靖彦
(日本共産党)

市議4期
〒230-0041
潮田町2-120-2
(事)
☎(504)5121(事)

鶴見区



かしわばら
柏原 すぐる
(日本維新の会・
無所属の会)

市議1期
〒230-0015
寺谷2-4-1-3(事)
☎050(3637)5722
(事)



あすま
東 みちよ
(自由民主党)

市議2期
〒230-0062
豊岡町22-23(事)
☎(571)7781(事)



わたなべ ただのり
渡邊 忠則
(自由民主党)

市議5期
〒230-0051
鶴見中央2-8-7(事)
☎(521)6427(事)



ふじしろ てつお
藤代 哲夫
(自由民主党)

市議4期
〒221-0002
大口通28(事)
☎(439)3535(事)

神奈川区(定数6人)

神奈川区



なかやま だいすけ
中山 大輔
(立憲民主党)

市議6期
〒221-0841
松本町2-13-6(事)
☎(324)5184(事)



たなか しんいち
田中 紳一
(日本維新の会・
無所属の会)

市議2期
〒221-0825
反町3-22-2
柿田ビル202(事)
☎070(9056)2639
(事)



こまつ のりあき
小松 範昭
(自由民主党)

市議4期
〒221-0802
六角橋2-5-24(事)
☎(491)7515(事)



うさみ
宇佐美 さやか
(日本共産党)

市議3期
〒221-0822
西神奈川13-2-17
(事)
☎(491)6843(事)

神奈川区

西区(定数2人)

中区(定数3人)



たけうち やすひろ
竹内 康洋
(公明党)

市議4期
〒221-0002
大口通127-16
コスガビル1F(事)
☎(716)6822(事)



しみず とみお
清水 富雄
(自由民主党)

市議8期
〒220-0051
中央2-46-2
万代ビル201号(事)
☎(324)1946(事)



おぎわら たかひろ
荻原 隆宏
(横浜の風)

市議4期
〒220-0053
藤棚町1-100(事)
☎(334)7213(事)



いなみ としのすけ
伊波 俊之助
(自由民主党)

市議3期
〒231-0842
上野町2-67(事)
☎(625)1200(事)

市議員名簿

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

中区



福島 直子
(公明党)

市議6期
〒231-0806
本牧町1-48-4
ハイツ本牧304
☎(624)1634

南区



渋谷 健
(自由民主党)

市議5期
〒232-0016
宮元町3-44
ヨコハマM&Mビル
2F(事)
☎(730)6155(事)



松本 研
(自由民主党)

市議8期
〒231-0065
宮川町2-44(事)
☎(261)2251(事)



熊本 ちひろ
(民主フォーラム)

市議1期
〒232-0067
弘明寺町270(事)
☎(730)6155(事)



高田 修平
(立憲民主党)

市議1期
〒232-0016
宮元町1-21-1-103(事)
☎(353)9004(事)

港南区(定数5人)



山田 桂一郎
(日本維新の会・無所属の会)

市議4期
〒233-0004
港南中央通9-14
ライオンズマンション
港南中央110(事)
☎(846)3558(事)



仁田 昌寿
(公明党)

市議8期
〒232-0066
六ツ川4-1129(事)
☎(822)3410(事)

港南区



安西 英俊
(公明党)

市議4期
〒234-0052
笹下2-9-16
☎(841)2705

保土ヶ谷区



齋藤 伸一
(公明党)

市議6期
〒240-0044
仏向町196
関川ビル1F(事)
☎(348)2237(事)



田野井 一雄
(自由民主党)

市議11期
〒233-0002
上大岡西1-10-5
SKビル402(事)
☎(841)3221(事)



青木 亮祐
(自由民主党)

市議2期
〒240-0054
西谷1-13-25(事)
☎(382)0294(事)



みわ 智恵美
(日本共産党)

市議3期
〒233-0002
上大岡西1-19-20-301(事)
☎(844)3635(事)



磯部 圭太
(自由民主党)

市議4期
〒240-0065
和田1-12-17
ホーユウノレス和田町(事)
☎(337)3331(事)

保土ヶ谷区(定数5人)



森 ひろたか
(自由民主党)

市議2期
〒240-0002
宮田町2-157-7(事)
☎(336)3507(事)



関 嵩史
(横浜ラーメン構想)

市議1期
〒240-0024
瀬戸ヶ谷町2
櫻屋コーポ102(事)
☎080(2555)9289

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

旭区(定数6人)



おおいわ まさかず
大岩 真善和
(立憲民主党)

市議4期
〒241-0825
中希望が丘104-21
カラサワビル205(事)
☎(442)8001(事)



さとう しげる
佐藤 茂
(自由民主党)

市議9期
〒241-0021
鶴ヶ峰本町1-1-6
第2吉原ビル2F(事)
☎(954)0001(事)



ますなが あやこ
増永 純女
(自由民主党)

市議1期
〒241-0825
中希望が丘199-1
(事)
☎(744)6628(事)



きうち ひでかず
木内 秀一
(公明党)

市議2期
〒241-0821
二俣川2-58-12
Sビル2F(事)
☎(366)7073(事)

旭区



ひさこ
くしだ 久子
(日本維新の会・
無所属の会)

市議3期
〒241-0825
中希望が丘111-1
勝滝ビルB1(事)
☎(212)3327(事)



やすひろ
こがい 康弘
(民主フォーラム)

市議6期
〒241-0821
二俣川1-5(事)
☎(366)9381(事)

磯子区(定数4人)



ふた い
二井 くみよ
(民主フォーラム)

市議2期
〒235-0045
洋光台3-17-29
サウスウィンド101(事)
☎(654)4497(事)



せき かつのり
関 勝則
(自由民主党)

市議5期
〒235-0036
中原2-1-20-102
(事)
☎(770)5602(事)

磯子区



たけだ かつひさ
武田 勝久
(公明党)

市議1期
〒235-0016
磯子2-25-4(事)
☎(761)9205(事)



おお た まさたか
太田 正孝
(自民太田)

市議12期
〒235-0021
岡村6-5-55(事)
☎(761)9610(事)

金沢区(定数5人)



たかはし
高橋 のりみ
(自由民主党)

市議4期
〒236-0031
六浦2-6-4(事)
☎(780)3199(事)



やたべ こういち
谷田部 孝一
(立憲民主党)

市議9期
〒236-0051
富岡東5-17-18(事)
☎(773)7676(事)

金沢区



くろかわ まさる
黒川 勝
(自由民主党)

市議5期
〒236-0016
谷津町35
ピクスビル3階(事)
☎(781)9580(事)



たけの うち たけし
竹野内 猛
(公明党)

市議3期
〒236-0052
富岡西3-38-1-
101(事)
☎080(9804)9782
(事)

港北区(定数8人)



さかい ふとし
坂井 太
(日本維新の会・
無所属の会)

市議5期
〒236-0042
金利谷東8-2-12
柿の木ヴィレッジII
205
☎(335)3940



ふくち しげる
福地 茂
(自由民主党)

市議2期
〒222-0037
大倉山1-12-2-
2F(事)
☎(642)4717(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

市会議員名簿

市会議員名簿



おおやま
大山 しょうじ
(日本維新の会・
無所属の会)

市議6期
〒222-0011
菊名1-7-6 (事)
☎(431)7047(事)



さとう ひろふみ
佐藤 祐文
(自由民主党)

市議8期
〒223-0057
新羽町1659
フラッシュビル203(事)
☎(546)6940(事)



しらい まさこ
白井 正子
(日本共産党)

市議5期
〒222-0001
樽町1-24-36(事)
☎(543)4138(事)



かざま あさみ
(立憲民主党)

市議1期
〒223-0062
日吉本町1-3-18
甲南ビル301(事)
☎080(7545)9379
(事)



さかい まこと
酒井 誠
(自由民主党)

市議5期
〒223-0062
日吉本町4-12-3(事)
☎(561)6633(事)



もちつき やすひろ
望月 康弘
(公明党)

市議5期
〒222-0037
大倉山6-2-18-
204(事)
☎(548)8256(事)



おの の
大野 トモイ
(大野トモイ)

市議2期
〒222-0037
大倉山3-1-3-2F
(事)
☎(900)4375(事)



かもしだ けいすけ
鴨志田 啓介
(自由民主党)

市議2期
〒226-0025
十日市場町834-4
チュウパチビル2階
(事)
☎(884)1594(事)



おくだ のりこ
越久田 記子
(立憲民主党)

市議1期
〒226-0006
白山2-7-30-1F
(事)
☎080(3361)3691
(事)



たかはし まさはる
高橋 正治
(公明党)

市議6期
〒226-0019
中山1-20-5
志田ビル102(事)
☎(929)5305(事)



さいとう たつや
斉藤 達也
(自由民主党)

市議6期
〒226-0014
台村町314
第1秋元ビル2F(事)
☎(935)1315(事)



たなか
田中 ゆき
(立憲民主党)

市議2期
〒227-0061
桜台30-18
第2桜台ガーデン2F
(事)
☎(900)0373(事)



やました まさと
山下 正人
(自由民主党)

市議5期
〒225-0002
美しが丘5-1-5-
210(事)
☎(905)5006(事)



いとう
伊藤 くみこ
(日本維新の会・
無所属の会)

市議1期
〒227-0063
榎が丘14-4
サンクレスト青葉台502(事)
☎080(2551)0031
(事)



よこやま まさと
横山 正人
(自由民主党)

市議8期
〒227-0043
藤が丘2-36-41
サンモール田園1F(事)
☎(979)5678(事)



ふじさき こうたろう
藤崎 浩太郎
(立憲民主党)

市議4期
〒225-0011
あざみ野1-10-6-
101(事)
☎(903)0221(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

青葉区



ぎょうた ともひと
行田 朝仁
(公明党)

市議4期
〒227-0064
田奈町20-18
☎(482)5670



おさかべ さやか
(自由民主党)

市議1期
☎090(3916)9776
(事)



はせがわ たくま
長谷川 琢磨
(自由民主党)

市議3期
〒224-0045
東方町642(事)
☎090(7701)8118
(事)



しろい りょうじ
白井 亮次
(自由民主党)

市議1期
〒224-0003
中川中央1-23-9
(事)
☎(913)8800(事)

都筑区



ふかさく ゆい
深作 祐衣
(民主フォーラム)

市議1期
〒224-0003
中川中央
1-23-1-102(事)
☎(479)4499(事)



いちき えみこ
市来 栄美子
(公明党)

市議1期
〒224-0003
中川中央1-22-5
グレイスコート402号
(事)
☎070(9053)1968
(事)



いそべ 尚哉
(日本維新の会・
無所属の会)

市議1期
〒224-0032
茅ヶ崎中央21-8-
403(事)
☎050(3575)1777
(事)



すずき たろう
鈴木 太郎
(自由民主党)

市議6期
〒244-0003
戸塚町4158
山-NO.2ビル203(事)
☎(860)2564(事)

戸塚区(定数6人)

戸塚区



やまうら えいた
山浦 英太
(立憲民主党)

市議3期
〒244-0003
戸塚町121
大川原ビル2F(事)
☎(864)3112(事)



ふし み ゆきえ
伏見 幸枝
(自由民主党)

市議3期
〒244-0816
上倉田町447-1
プラージュ戸塚
502号(事)
☎(443)5757(事)



なかじま みつのり
中島 光徳
(公明党)

市議4期
〒245-0063
原宿4-13-12(事)
☎(410)6307(事)



さかもと かつじ
坂本 勝司
(民主フォーラム)

市議4期
〒244-0003
戸塚町3890(事)
☎(392)7677(事)

戸塚区



おおいわだ
大和田 あきお
(日本共産党)

市議1期
〒244-0003
戸塚町3884-1(事)
☎(865)0074(事)



おおくわ まさたか
大桑 正貴
(自由民主党)

市議6期
〒247-0006
笠間2-20-7-102
(事)
☎(892)5187(事)



はせがわ
長谷川 えつこ
(長谷川えつこ)

市議2期
〒247-0009
鍛冶ヶ谷2-1-2
セントレージビル101
(事)
☎(390)0601(事)



おishi かつこ
興石 かつ子
(無所属)

市議4期
〒247-0005
桂町325-1
パセアル本郷台
103B(事)
☎(443)8166(事)

栄区(定数3人)

都筑区(定数5人)

市会議員名簿

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

ふもと りえ
麓 理恵
(立憲民主党)

市議5期
〒245-0013
中田東3-15-9(事)
☎(801)8739(事)

よこやま ゆうたろう
横山 勇太郎
(自由民主党)

市議4期
〒245-0016
和泉町7113(事)
☎(804)5559(事)

かじむら みつる
梶村 充
(自由民主党)

市議7期
〒245-0013
中田東3-19-5(事)
☎(806)1051(事)

かわぐち ひろ
川口 広
(自由民主党)

市議3期
〒246-0031
瀬谷5-15-1
石関ビル1F(事)
☎(654)5105(事)

はなうえ きよし
花上 喜代志
(立憲民主党)

市議12期
〒246-0022
三ツ境174-37(事)
☎(363)9749(事)

くぼ かずひろ
久保 和弘
(公明党)

市議2期
〒246-0031
瀬谷1-20-7
真和瀬谷ビルII102(事)
☎(298)6845(事)

市会インターネット中継 <https://gikaichukei.city.yokohama.lg.jp/>

本会議、委員会傍聴にお越しください
問合せ：議会局秘書広報課 ☎045(671)3040

市会議事堂周辺案内図

(令和7年1月15日現在)



議員室電話番号

自由民主党	(671) 3010
公明党	(671) 3023
立憲民主党	(671) 3028
日本維新の会・無所属の会	(671) 3052
日本共産党	(671) 3032
民主フォーラム	(671) 4436
自民太田(太田正孝議員)	(671) 4915
井上さくら	(671) 4580
無所属(興石かつ子議員)	(671) 4916
横浜の風(荻原隆宏議員)	(671) 4922
長谷川えつこ	(671) 3667
大野トモイ	(671) 4917
横浜ラーメン構想(関高史議員)	(671) 4923

議会局電話番号

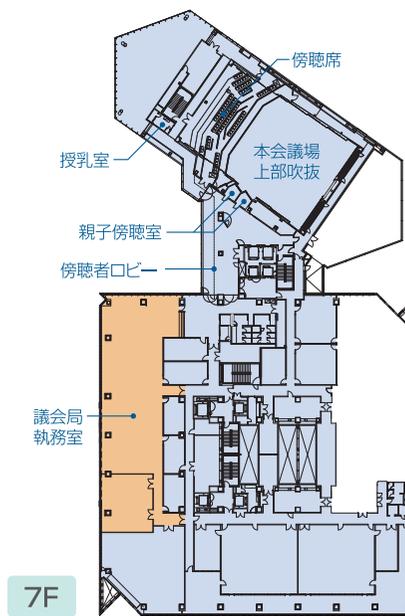
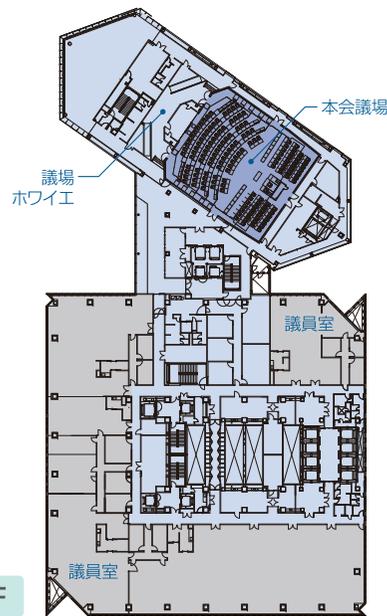
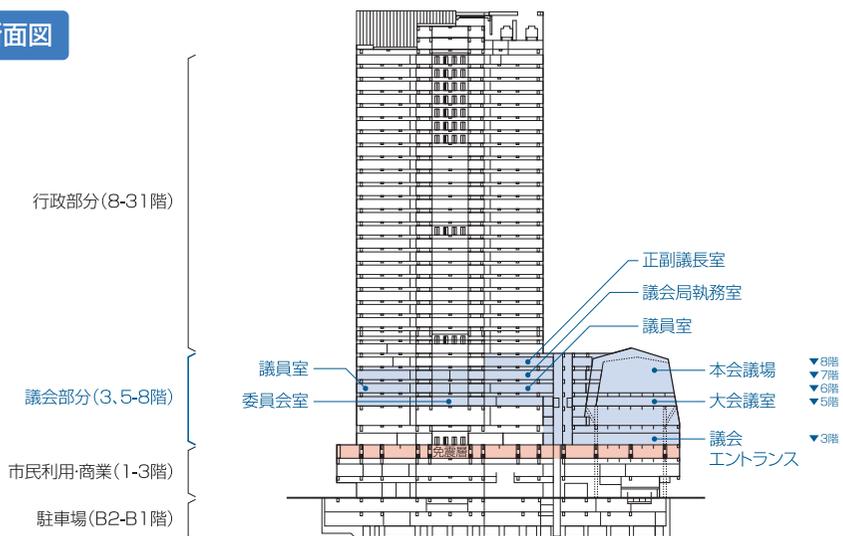
総務課	(671) 3041
秘書広報課	(671) 3040
議事課	議事担当 (671) 3044
	委員会担当 (671) 3045
政策調査課	政策調査担当 (671) 3047
	法制等担当 (671) 3099

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

市会議事堂内案内図

議会部分は3、5～8階に配置しています。免震層の上部に配置することで、災害時にも議会機能を継続できるようにしています。

断面図



平面図

